

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「業務」という。）の処理上知り得た個人情報（以下「個人情報」という。）については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

第2 適正な管理

乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第3 従業員の監督

乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当っては、当該個人情報の適正な管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わせなければならない。

第4 秘密の保持

乙は、個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約の期間が満了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

第5 目的外使用等の禁止

乙は、甲の同意又は指示がある場合を除き、個人情報をこの契約の履行の目的以外に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

第6 取得の制限

乙は、業務を処理するため個人情報を取得するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適性かつ公正な方法により取得しなければならない。

第7 複写等の禁止

乙は、甲の同意又は指示があるときを除き、業務を処理するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

第8 再委託等の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第9 取扱者の通知

乙は、業務の処理に当って個人情報を取扱う者を記載した名簿を作成し、常備するとともに、書面で甲に通知しなければならない。再委託先がある場合も同様とする。

第10 取扱者への周知

乙は、業務の処理に当って個人情報を取扱う者に対し、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第11 契約期間満了時の取り扱い

乙は、この契約の期間が満了し、又はこの契約が解除されたときは、遅滞なく個人情報に関する記録を甲に返還し、又は削除しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第12 処理状況の報告等

甲は、必要と認めるときは、乙に対して個人情報の取扱状況について報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第13 事故等の報告

乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。契約期間が満了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

第 14 損害賠償

乙がこの特記事項に違反し、その違反により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。この契約の期間が満了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

注 1 : 「甲」は伊豆市を、「乙」は受託者を指す。